

「水の底より今の故郷」胸に

畑明け渡し迎え 岩永さん「反対貫く」



24日に明け渡し期限を迎えた自宅前の畑を示しながら「最後まで建設反対を貫く」と語る岩永サカエさん

石木ダム事業

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム事業で、24日に明け渡し期限を迎えた畑275平方メートルを家族で所有する岩永サカエさん(75)はダム水没予定地に立つ事業反対の地権者らの団結小屋に立つもののように姿を見せ「気持ちは絶対に変わらない」と反対を貫く姿勢を示した。

自宅前の畑に「水の底より今の故郷」という看板を掲げ、半世紀近く建設反対を訴えてきた岩永さん。週4日、年配の地権者とともに小屋に通い続ける。明け渡し期限が来た畑は自宅の道路向かいにあり、今はサ

ツマイモやニンジン进行栽培している。

数日前、明け渡しを求める県の通知書を受け取った岩永さん。「何も同意もしたらん中、強制的にやるとは…。権力はほんとに恐ろしか」と実感したという。

事業継続認める

地元同意が先だ

県公共事業
評価委員会

反対地権者

「野菜は近所の人にも分けて互いに助け合ってきた。そんな地域の触れ合いさえも県は奪うとか」と憤る岩永さん。秋に収穫時期を迎える畑の野菜について尋ねると「せつかく育てた野菜やけん…収穫はしたか」とぼつりと語り、今後

への不安をのぞかせた。現地の県石木ダム建設事務所によると、岩永さんが畑として土地を使うことはできなくなる。事務所は土地への看板設置を検討するという。県は家屋を含めた土地収用を今後も進めていく。(阿比留北斗)

長崎市で開かれた県公共事業評価監視委員会(中村聖三委員長)は24日、石木ダム事業の継続を認めた。反対地権者や支援者は傍聴席から「地元同意が先だ」と批判した。委員会は、反対地権者が納得していないとして話し合いの必要性を指摘、中村法道知事に提出する意見書に盛り込むとした。委員会では事業の緊急性について問われた県は「最

近の雨は集中的、局地的なもので、川棚川でいつ起こってもおかしくない」と早期着工の考えを示した。中村委員長は事業について技術的に誤った部分はないとして「必要性を否定することはできない」と述べ、継続を認めた。委員会では「県は説明責任を果たすよう努力してほしい」などの意見が出た。

形成ができるまで(県は)説明すべきだ。その間、土地収用法の手続きと付け替え道路の工事は止めるべきだ」と話した。中村知事は「委員会からの答申を待ちたい」とコメントした。委員会は2011年度の再評価でも事業継続を認めている。今回は10日に現地を視察したほか、2回の審議も行った。(田村真菜実)

石木ダム予定地 一部土地を収用

長崎県と同県佐世保市が計画する石木ダム（同県川棚町）の建設予定地の明け渡しを地権者が拒んでいる問題で、県収用委員会が示した明け渡し期限を迎えた24日、一部の土地の所有権が土地収用法に基づいて国に移った。県は25日以降に登記の移転手続きをする。同ダムの建設用地が強制的に収用されるのは初めて。

収用された土地は地権者3人が所有する農地約270平方メートル。県収用委が6月に明け渡し期限や補償額を裁決していた。地権者は明け渡しを拒む姿勢を崩しておらず、補償金の受け取りを拒否しており、県は同額を供託している。

県収用委は別の農地約5200平方メートルについても10

月30日の明け渡し期限を裁決している。さらに県は7月、家屋を含む約3万平方メートルを収用するための裁決を県収用委に申請している。

石木ダム「事業継続」

検証の委員会、意見書答申へ

「地権者へ十分に説明を」

石木ダムの必要性を治水などの観点から検証していた県公共事業評価監視委員会は24日、長崎市内で開いた会合で、「事業継続」の意見書を中村法道知事に答申する方針を決めた。建設に反対する地権者への説明責任を十分果たすよう求める内容も盛り込む。

着工から一定期間が過ぎた県の事業などについて検証する委員会は有識者ら7人で構成され、今回は現地視察などをしてダムの必要性を検討していた。

24日の会合では、治水計画などに関する県の説明を受けて質疑が交わされた。

その上で、委員長の中村聖三・長崎大大学院教授が事業継続を認める方針を提案。県と佐世保市が、地権

者との話し合いの場を設けるよう注文も付けた。委員からはおおむね賛同する意見が出され、異論はなかった。

中村委員長は委員会後、「手続き上、大きな誤りは見当たらなかった。ただ、地権者が(説明は)十分でないと感じている以上、行政はもう一度しっかりと説明する必要がある」と話した。

一方、傍聴席に詰めかけた反対地権者や支援者からは、委員会の決定を批判する声が上がった。意見書は9月にも知事に答申される。

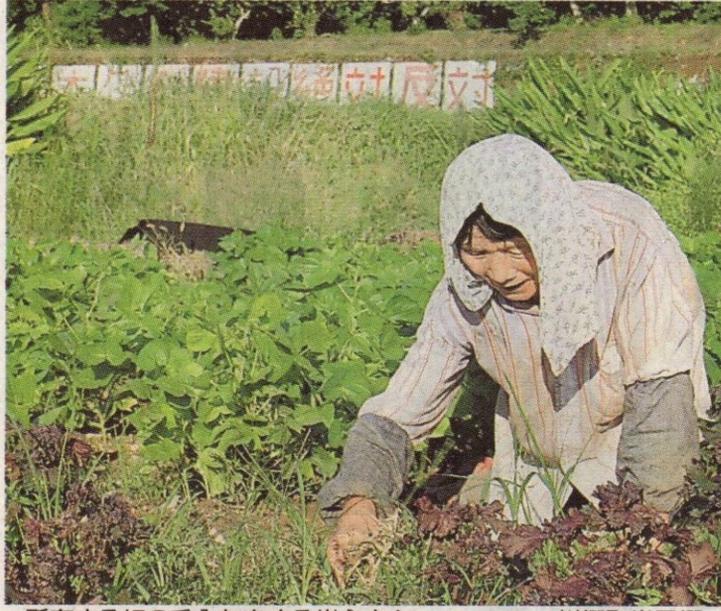
(小野太郎)

権力って強かね…

石木ダム明け渡し期限

県への怒り、不安に震え40年

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業の土地収用をめぐり、岩永サカエさん(75)の畑(約300平方尺)が24日、明け渡し期限を迎えた。同町に嫁いで半世紀、一貫して事業に反対してきた。「絶対に渡さない」「権力は強かね…」。愛着ある土地を手放す悲しき、行政に対する怒り、不安に、岩永さんは震えている。



所有する畑の手入れをする岩永さん ー川棚町岩屋郷

岩永さんは20歳の時、佐賀県から同町川原地区に嫁いできた。近所の住民との間で畑で収穫した農作物をあげたり、もつたり。「みんながきょうだい、家族みたいで暮らしやすい」。土地への愛着を語る。

そんな暮らしが一変したのは1982年、県が機動隊を送り込み、強制測量を実施してから。岩永さんは連日阻止行動に参加。「(機動隊員が)座り込んでいたばあちゃんや子どもたちを無理やり排除した」。以来、県に対する不信、怒りが消えない。

午前中はダム本体建設予定地にある「団結小屋」に通い、午後は夕方近くまで畑で草取りなどの農作業をする日々。ダム事業をめぐる県と衝突して、どれだけの時間を反対行動に費やしてきたのか、計り知れない。

明け渡し対象の畑ではサツマイモやナス、ニンジンなどを栽培している。岩永さんは畑の土を耕しながら「これからジャガイモは植える」とよ。この辺は砂地やけん、おいかイモの取れる」と言った。

畑の周りに植栽されたエズリハ、ヤマモミジなど30本以上の木は、今は亡き夫が植えたものだ。「主人が買ってきて、何でんかんてん植えたよ。だいぶ枯らしてしもうたけどね」。岩永さんは遠い目をしてこうも言った。

今後、13世帯の家屋を含む土地の強制収用にに向けた手続きが進む。

「40年近く戦ってきた。何があっても怖くない。みんな一致団結して、踏んづけられようが、どげんしようが戦う」と岩永さんは語気を強める一方、「権力って強かね。やっぱり強制的に(収用)するとすかね」と不安を口にした。

(川邊壮一郎)

「何があっても戦う」 岩永さん 反対地権者

県評価委「事業継続」

反対地権者ら落胆

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業をめぐり、県公共事業評価監視委員会(委員長・中村聖三長崎大大学院教授)が24日示した「事業継続」の方針に、傍聴した反対地権者からは落胆の声が漏れた。

同委員会は今日3日から石木ダムの治水面や費用対効果について審議。同日の審議の冒頭、反対地権者ら約20人が県庁前に並び「人口減少の中、佐世保市が将来、水不足を来すことはありえない」などと訴え、通

行人に「委員会の傍聴に来てほしい」と呼び掛けた。しかし、結果は事業継続。反対地権者を支援する「水源開発問題全国連絡会」共同代表で、傍聴していた遠藤保男さん(70)は「原点に戻って調査すると言ったじゃないですか」と声を荒らげ指摘。地権者の炭谷猛さん(64)は「きちんと合意形成ができるまで、県は話し合いを続けるべきだ」とつ

ぶやき、会場を後にした。(緒方秀一郎)



通行人に石木ダム建設事業反対と、県公共事業評価監視委員会の傍聴を呼び掛ける反対地権者ら

県庁前(濱崎武撮影)

株価指数が大幅下落して始
まり、円相場は一時1ドル
ストラテジストは「中国当
局が景気失速を認め追加の
なければ、株安基調が長引
く恐れがある」と指摘した。

農地明け渡し期限 県評価委事業継続認める

石木ダム
県と佐世保市が東彼川棚
町に計画する石木ダム建設
事業で、反対地権者4世帯
の農地（計約5500平方
メートル）の一部が24日、明け渡し
期限を迎えた。近く国への
所有権移転登記が行われ
る。反対地権者らは「必要性
のない公共事業のために、
なぜ土地を奪われなければ
ならないのか。権力の横暴
だ」と反発を強めている。

の高三は九州や沖縄、奄美
9〜12月、四国8月、近畿
6月と予想されている。
25日午後6時までの24時
間予想雨量は、いずれも多
い所で四国400ミリ、九州、
近畿、東海250ミリ、奄美
150ミリ、中国120ミリ。
台風15号は24日午後9時
現在、鹿児島県の屋久島の
西南西約180キロを時速35
キロで北東へ移動。中心気圧
は940ヘクトパスカル、中心付近の
最大風速は50メートル、最大瞬間
風速は70メートル。中心の南東側
170キロ以内と北西側90キロ
以内が風速25メートル以上の暴風
域、中心の南東側390キロ
以内と北西側280キロ以内
が風速15メートル以上の強風域と
なっている。

【22面に関連記事】
4世帯の農地について、
県はダム本体工事で既存の
県道がふさがった場合に工
事用車両などが走る迂回
（うわかい）道路を建設するた
め昨年9月、県収用委員会
に裁判申請。同委員会は国
による権利取得に伴い、明
け渡し期限については、1世
帯の畑（約300平方メートル）
は同日、残り3世帯の水田
など（約5200平方メートル）
は10月30日と定めていた。
24日は石木ダム建設事業
をめぐり県公共事業評価監
視委員会（委員長・中村聖三
長崎大学院教授）の審議
が長崎市内であった。同委
員会は県の対応方針通り、
石木ダムの完成時期を20
16年度から6年間延長し
た上での事業継続を認めた
一方、「反対地権者らに説明
責任を果たし理解を得るよ
うに」と県に求める意見書
をまとめる方針を決めた。
審議で、県はダムによる
治水計画と堤防かさ上げな
ど代替案との比較について
「（ダムが）コストや実現
性などの面から優位」と強
調。委員はコスト積算の方
法などについて疑問点をた
だしたが、事業の必要性を
否定する意見はなかった。
中村委員長は事業継続を
認めた理由を「どう考えて
もおかしいと思う点はなか
った」と説明。委員会の機
能を「政策的判断を決める
場ではない」とし、「県の
最終的な責任者は知事。（地
権者と）互いに話し合う場
をもってほしい」と述べた。



九州吹奏楽コンクールで金賞を獲得、県勢として16年ぶりに全日本
吹奏楽コンクールに出場することが決まった活水中・高吹奏楽部の
メンバー
長崎市東山手町、活水女子大（小出久撮影）【記事は22面】

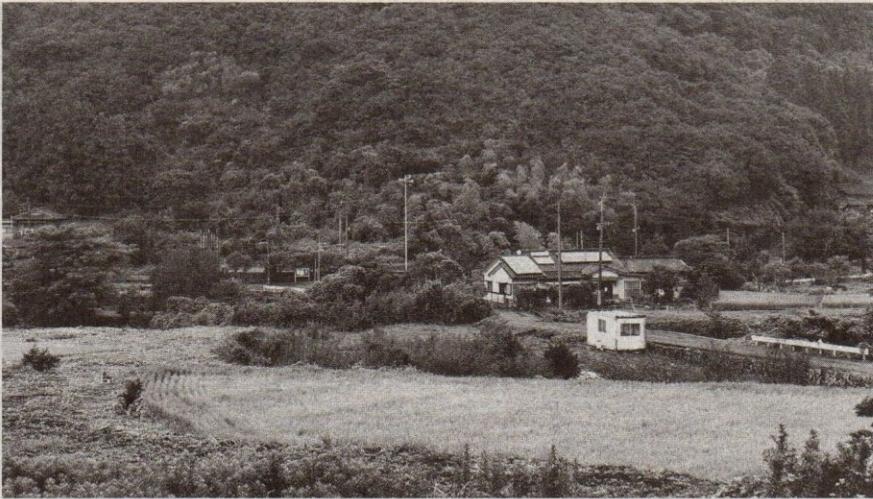
長崎空港開港40周年記念 NABIC
フォトコンテスト
作品募集
詳しくは 長崎空港 検索

きょうの NIE
5面

紙面編集・西村伸明
（緒方秀一郎）

中国人の人権活動
伸一著「ルポ
命」▲企業と腐
の腐敗は目に余
に警察官や暴力
る。怒った住民
中国全土で頻発
事は中国の新聞
されない▲イン
ることも不可能
視網が、ネット
を遮断している
万里の長城」が
民に自由はない
危険な化学物質
発を起し、太
明者が出た。市
ている。だが、
られない。背景
の癒着があるよ
レビは当局の救
ユースを流すば
城は外敵から国
かれた。だが「情
は権力者が己を
に築かれている
る限り、汚職が
発し、国民が犠
い長城など直ち
中国政府は中国
父さんと母

石木ダム 「到底納得できない」 明け渡し期限地権者憤り



所有権が移された農地

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダム建設事業は24日、ダム建設に反対する地権者の土地約270平方メートルの明け渡し期限を迎え、同事業で初めて反対派の土地が収用されることになった。地権者からは「到底納得できない」と憤りの声が上がった。

県によると、24日は反対地権者4世帯の土地約5400平方メートルの所有権移転の期日で、うち1世帯分が同時に明け渡し期限となった。地権者の岩永サカエさん(75)は、代々受け継いできた土地でニンジンやジャガイモなどを栽培しているといい、「こちらは何も同意していないのに、強行する県のやり方は卑劣だ。(他

の地権者と)一致団結して反対していく」と語った。残る3世帯分の土地は10月末に明け渡し期限を迎える。

一方、県側は「対象の土地には作物が植えられている

「事業継続」知事に答申へ

監視委 解決目指す意見付ける

県などの公共事業の妥当性を審議する知事の諮問機関「県公共事業評価監視委員会」(中村聖三委員長、7人)は24日、石木ダム建設事業について「事業の必要性自体を否定することはできない」として事業継続を知事に答申することを決めた。

ただ、反対派地権者との対立が続いていることを重くみて、地権者と県が話し合いの場を持つなどして解決を目指すよう強く求める意見を付けた。委員会事務局の県建設企画課による

「意見欄には通常は、継続する場合「原案通り認める」などと結論だけしか記載しないという。委員会終了後、報道陣に対し、中村委員長は「地権者から納得されていないことが大きい。話し合いでどの程度(反対派との溝が)埋まるか、県はもう一歩努力してほしい」と語った。

この日の審議では、県の建設目的である治水について討論。「利水を含め、総合的に判断できる場がほしい」などの意見が出された。中村知事は「委員会からの答申を待ちたい」とするコメントを出した。

ダム事業
石木建設

評価委「継続」認める

農地明け渡し期限に 地権者怒りの声

県と佐世保市が川棚町で計画し、反対地権者らが「白紙撤回」を訴える石木ダム建設事業。24日、外部有識者でつくる県公共事業評価監視委員会は事業継続を認め、建設予定地では県収用委員会が6月に強制収用を認める判決を出していた地権者の農地の一部が明け渡し期限を迎えた。1975年の事業採択から約40年。地権者は意に反して進むダム事業や県側の対応にもどかしさを募らせ、怒りの声を上げた。

【梅田啓祐、小畑英介】

県公共事業評価監視委員会（委員長、中村聖三・長崎大学院教授）は24日、長崎市で会合を開き、石木ダム事業の継続を認める評価結果をとりまとめ、意見書として中村法道知事に提出する。

同委員会による再評価は、石木ダムの完成予定時期について、県が当初の2016年度から22年度に見直した

ため実施された。24日を含む3回の会合で、ダムが必要と訴える県や、建設に反対する地権者の意見などを聞いた。

中村委員長は事業について「技術的におかしい点はなく、必要性を否定することまではできない」と、事業継続が妥当との意見を述べた。

地元反発「何が何でも手放さない」

一方、ダム建設予定地の川棚町では、今年6月に県収用委員会が強制収用を認める判決を出した反対地権者4

世帯の農地（約5500平方メートル）のうち、一部の畑地（約275平方メートル）が24日、明け渡し期限を迎えた。同事

べた。他の委員5人からも反対はなかった。一方で、中村委員長は「客観的データに基づき、住民ともう一回話し合いをすることも求めたい」と述べた。委員会には反対地権者ら約20人も傍聴した。継続の結果が出されると「おかしいよ」「住民の同意を得て進めるべきだ」との声が上がっていた。

て55年。今も芋やナスを育てている。何が何でも手放すつもりはない」と話した。県側の対応について「やり方が汚い。納得のいく説明もされず一方的に土地を強奪される。強盗も同然だ」と憤った。岩永さんら4世帯が所有する農地は、ダム建設に伴う迂回路の整備に必要として県が収用委に収用判決を申請。県収用委は今年6月、農地を8月24日と10月30日の2段階に分けて明け渡しよう求める判決を出し、県は地権者が補償金の受け取りを拒んだとして約4200万円を法務局に7月28日付で供託。土地収用法に基づいて25日以降、所有権は県側に移る見通し。



着工を企図する県側が24日午前8時45分ごろから工事現場に作業員を進入させ、測量などを実施した。現場入り口で5月19日以来、「事業撤回」などの横断幕や網を張り、抗議行動を継続する反対派約25人を横目に、県職員ら14人は網を手で押し広げるなどし、隙間から作業員を現場に入れた。抗議行動に参加した女性は「事業ありきで進めるのはおかしい。しっかりと再検証して、地権者の話を聞くべきだ」と話した。

工事予定地へ作業員を入れるため、反対派が持つ網や横断幕を引っ張る県職員ら